令和元年7月9日 第12107号

1. 11. 20 1 . 24 - 1.																>IV = =	•
	0		0	申	0	0		0	0	出	0	0	0			Is	हो
	県営		国土	請	特定	令 和		岡山	指 定	ш-	指 定	指定	指定			Ī	đ
	土地		調 査		非 営	元 年		県 収	一般		障 害	障 害	定障害児通所支援				Ц
	改良		の成果		利活	度行		入証	相談士		福祉	福祉	児通	<b>【</b> 告	В		
	事業変		果の認		動法人	政書士	公	紙売り	支 援 事		サービ	サービ	支 經	百	目	片	は、
	変 更 計		証		八の定	土試験	告	りさばき	<b>学業者</b>		スの	ス事	歩事 業者	示	次	7.	
	画の				款変	の 実	告】	き人	1 の 指		事業	業者	$\mathcal{O}$	示】			
	縦覧				更の	施		の継	定		の 廃	の 指	指 定			幸	R
					認証の			承			止の日	定					
					の						届					多 彳	<b>举</b> 亍
	耕地	課	中山		県民	総務		会計	"		"	"	指導		担	<u>[</u> ]	可
	課		間・地		生活交	学事課		課					導監査室		当課	ļ	Ц <b>?</b> .
			地域振		通課	环							#		(室)	7	>
			興														
																	目
																	次
																	担当
																	課
																	室)

# ◎岡山県告示第三百二十一号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和元年七月九日

事業所の 名称及び所在地

岡山県知事

太

2

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

都窪郡早島町早島三一二五

株式会社ぬか

主たる事務所の所在地

都窪郡早島町早島一 四六五

指定年月日

事業所番号 令和元年五月

兀

三三五二六〇〇〇八八

五 事業の種別

放課後等デイサー F. ス

事業所の 名称及び 所在地

1

まなび家早島

2 所在地

都窪郡早島町早島四五九八-

事業者の名称及び主たる事務所

の所在地

株式会社やまと

奈良県桜井市桜井一二五九エルト桜井2F2 主たる事務所の所在地

一 省定年月日

令和元年五月

事業所番号

三三五二六〇〇〇七〇

兀

五 事業の種別

放課後等デイサービス

事業所の名称及び所在地

あー

小田郡 地

小田郡矢掛町東川面一一五四

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

有限会社訪心会

1 主たる事務所の所在地

大阪府東大阪市稲田上町一丁目二-三(

二 指定年月日

四 事業所番号

令和元年七月

三三五二八〇〇〇三五

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービ

ス

一事業所の名称及び所在地

1 名称

パステレうや

パステルちゃいるどケアハウス

2

備前市吉永町三股二六

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

主たる事務所の所在地特定非営利活動法人ふれあいサポートちゃてい

2

備前市日生町日生八八六番地

令和元年七月一

指定年月日

三三五一一○○○六四

兀

事業の種別

Ŧī.

児童発達支援、放課後等デイサービ

◎岡山県告示第三百二十二号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サー (平成十七年法律第百 ビス事業者を指定し

7

令和元年七月九

岡山県知事

木

太

事業所の

名称及び所在地

4 系

備前多聞荘訪問介護

所在地

備前市鶴海二四〇一番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

社会福祉法人天摂会

主たる事務所の所在地

2

岡山市東区瀬戸町瀬戸三六ー

二 指定年月日

令和元年七月一日

事業所番号

兀

サービスの種類

五

居宅介護、重度訪問介護

# ◎岡山県告示第三百二十三号

二十三号)第四十六条第二項の 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 規定により、 次の指定障害福祉サ (平成十七年法律第百 ビスの事業を廃止す

る旨の届出があった。

令和元年七月九日

名称及び所在地

太

事業所の

ニチイケアセンター

2 所在地

笠岡市中央町三六 トピ ア笠岡駅前

ビ ル

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ニチイ学館

主たる事務所の所在地

2

東京都千代田区神田駿河台二—

三 廃止年月日

平成三十一年四月三十日

兀 事業所番号

三三一〇五〇〇〇六五

サービスの種類

五.

同行援護

事業所の 名称及び 所在地

1

このはなへ ル ステー

-ション

2 所在地

津山市下高倉西二三一一

| 五

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

オサカ産業株式会社

2 主たる事務所の所在地

廃止年月日 津山市下高倉西二三一一

五

令和元年六月一

几

事業所番号

サービスの種類 三三一〇三〇〇七三〇

五.

重度訪問介護

事業所の 名称及び所在地

2 所在地

・ステー

都窪郡早島町早島二五三二番地二

株式会社Fi

2 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町早島二五三二番地二

廃止年月日

事業所番号

兀

居宅介護

三三一二六〇〇一

令和元年六月三十日

サービスの種類

五

◎岡山県告示第三百二十四号

二十三号)第五十一条の十四第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定一般相談支援事業者を指定 (平成十七年法律第百

令和元年七月九

事業所の 名称及び所在地

岡山県知

木

太

相談支援事業所そうじゃ晴

総社市南溝手四二一

2

所在地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人千寿福祉会

主たる事務所の所在地

2

津山市瓜生原三二六-

三 指定年月日

令和元年五月

事業所番号

兀

三三三〇八〇〇〇七三

サービスの種類

五

地域移行支援、 地域定着支援

## ◎岡山県告示第三百二十五号

岡山県会計事務取扱要綱(昭和六十一年会第二百九十五号)第六十九条関係の規定に 岡山県収入証紙売りさばき人の継承を令和元年七月二日付けで次のとおり承認し

令和元年七月九

岡山県知事 原 木 太

五  高梁市備中町東油野	油野一七四五	梁市備中町東油野一	高 梁	売りさばき場所	売 り さ
細川清子		道 子	後内	売りさばき人氏名	売 り a
(〇) 高梁市備中町東油野	梁市備中町東油野二二六〇	市備中町東	高梁	売りさばき人住所	売りさ
継	後	継 承		分	区

#### 岡山県公報 第12107号 令和元年7月9日

四条第一 験 九 項  $\hat{O}$ 行政書士法 対規定に対 を次 ょ (昭和二十六年法律第四号) 0 とおり 般財団法人行政書士試験研究セ 実施する。 なお、 試験 第三条第一 の施行 ンタ に 項 関 0 -に行わ する事務は、 行政書士試 せる。 同法第

令和元年七月九

[県知 原 木 太

 $\mathcal{O}$ 日

令和元. +日 (日曜 月 午後 時 か ら午後四時

試験の場所

試験の科目及び方法 山陽女子中学校 [市中区

高等学校

山

門

田

屋敷二丁目二番一六号)

試験  $\mathcal{O}$ 

(1)行政書士の業務に関 し必要な法令等 出 題数

法学の されている法令に関し 事件訴訟法、 憲法、 中 行政法 からそれぞれ出題し、 国家賠償法及び (行政法の て出題する。 般的な法理論、 地方自治法を中 法令に っいい ては、 行政手続法、 心とする。)、 平成三十一年四月 行政不服審查法、 民法、 商法及び基礎 日現在施行

(2)行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 十四四 題)

政治• 経済 情報通信 人情報保護及び文章理解 に 0 V てそれぞれ

試験の方法

試験は、 筆記試験によ 0 て行う。

(2)(1) 出題の形式は  $\begin{pmatrix} 1 \\ (1) \end{pmatrix}$ につ ては択一 式及び記述式、 (2)につ い ては択一式とす

る。 なお、 記述式は、 四十字程度で記述するものを出題する。

几 受験願書及び 試験案内の

1 口配布

(1)配 布

令和元年七月二十九日 (月曜日) か 同年 八月三十日 (金曜日) まで (土曜日

日 及び 民  $\mathcal{O}$ 祝 日

(2)配布場所

T 般財団 法 人行 政書士試験研究セ

- (県民室及び総務部総務学事課)
- ウ 地域政策 部総務課
- 工 域 域総務課
- 郵送配布 改書士

才

岡山

県行

2

住所、 氏 名及び郵便番号を記載し、 百四十円分の切手を貼付 た返信用 封筒

二号  $\widehat{A}$ 四サ ズ 受験 願書が折らずに る大きさの を同封 した上、

便 で令和元年八月二十三日 ( 金 曜 月 (必着) までに請求すること。

請求先 〒二五二— · 〇二 九 九 本郵便株式会社相模原郵便局留 般財団法人

政書士試験研究セ ター -試験課

## 五. 受験手続

郵送による受験の申

込み

(1)受験願書の受付期間

元年七月二十九 日 (月曜日) から 同年 八月三十日 (金曜日) まで 同

日

印があるも のまで受け 付 け る。)

(2)受験願書の受付場所

般財団法人行 政書士試験研究セ ンタ 試 験課。 受験願書及び試験案内 が 入 0

て た封筒を使用 簡易書留郵便で郵送すること。

(3)提出書類

受験願書 (顔写真及び受付 郵便局  $\mathcal{O}$ 訶 0 る振替払込受付証明書 (お客さ

ま用) の貼付があるも

- タ ーネットによる受験の 込
- (1)受験の申込み の受付期

令和元年七月二十九 日 (月曜日) 午前 九 時 カ ら同年八月二十七日 (火曜日) 午

後五時まで

- (2)入力に当たっ て  $\mathcal{O}$ 注意事項
- ア 入力方法等手続の詳 細に 9 V ては、 般財団法人行政書士試験研究

0 (https://gyosei-shiken.or.jp/) で 確認すること。

和元年 八月二十七 (火曜日) 回線が混雑し、 ネッ が

にくくなることが予想されるため 早めに申 込むこと。

六

特例措置の実施

ウ ない 場合は、 和元年八月二十七日 接続中又は入力中であ (火曜日) 午後五時までに申込み っても受験の 申込みができなくなるの Ó 入力を完了 て

3 受験手数料

試験案内に記載する方法により払い込むこと。

(2)(1)払込みに要する費用は、 申込者の負担とする。

込まれた受験手数料は、

天災等の理由

Iにより

試験を実施しないこととした

(3)場合等を除き、 返還し ない。

り受験の申込みを行う場合は、所定

0 クレ

力

インターネットによ

4 試験に関する問い合わせ先 込者本人名義のも のに限る。) 又はコンビニエンスストアで払い 込むこと。

電話番号〇三-三二六三-七七〇〇 般財団法人行政書士試験研究セン

タ

申込みを行 験に際し 身体の機能に障害の て特例措置を希望するものは、 う前に必ず一 ある者で、 般財団法人行政書士試 車椅子の 事前の申請の手続が必要となる 使用、 験研究センタ 補聴器の 使用、 拡大鏡 の持込み等受

七 合格発表

0 日

令和二年一 月二十 九 (水曜日) 午前 九

2 合格発表の 方法

okayama.jp/soshiki/5/) 並 ら受験者に合否通知書を郵送する。 般財団法 人行政書士試験研究センタ 総務学事課前 に合格者 及び  $\mathcal{O}$ 受験番号を掲示するとともに、 同 課 掲示板及び ホ A  $\sim$ 同セ ジ (http://www.pref  $\mathcal{O}$ 同センタ

[二七〇] 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四 項の規定によ

次 のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年七月九1

岡山県知事伊原木降

太

申請のあった年月日

令和元年七月一日

一 申請に係る特定非営利活動法人の

特定非営利活動法人後見支援センター

三 代表者の氏名

新田 孝

四 主たる事務所の所在地

津山市加茂町公郷一九一六番時

五 定款に記載された目的

この法人は、 山県北部地域にお ける成年後見活動を通して、 高齢者・障害者など

社会的弱者の方々  $\mathcal{O}$ 権利を擁護し、 平穏な日常生活が送れるよう様々な後方支援活動

を行うことにより、 社会全体の利 益  $\overline{\mathcal{O}}$ 増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、 会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

三七二 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年七月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷	倉敷	た者の名称
平成二十八年五月	平成三十年三月	称  調査を行った期間
地 籍 第 図 及 び	地 籍 第 図 及 び	成果の名称
丁目の一部四	目 の 一 部 丁 丁	た地域
令和元年七月二日	令和元年七月二日	認証年月日

を次のとおり縦覧に供する。 [二七二] 土地改良法 県営土地改良事業 (ため池等整備 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定によ 山ノ田池地区)計画を変更したの で、 関係書類

て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 公告に係る決定に対して不服がある者は、 縦覧の 期間  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 翌日か ら起算し

令和元年七月九日

縦覧に供する書類

原木

太

一縦覧の期間

県営土地改良事業

(ため池等整備

Щ

[池地区)

令和元年七月九日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

吉備中央町役場賀陽庁舎